

四日市市上下水道局管理規程第4号

四日市市水道事業会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年3月24日

四日市市上下水道事業管理者 倭 猛

四日市市水道事業会計規程の一部を改正する規程

四日市市水道事業会計規程（平成5年四日市市水道局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

改正後	
別表第1（第6条関係）	
所属名	現金取扱員となるべきもの
上下水道局お客様センター	上下水道局お客様センター所長
各地区市民センター	各地区市民センター館長
市民窓口サービスセンター	市民窓口サービスセンター所長

改正前	
別表第1（第6条関係）	
所属名	現金取扱員となるべきもの
上下水道局お客様センター	上下水道局お客様センター所長
楠総合支所	楠総合支所長
各地区市民センター	各地区市民センター館長
市民窓口サービスセンター	市民窓口サービスセンター所長

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

（上下水道局管理部総務課）